

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（△印のある欄）の記載要領></p> <p>（省略）</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であって引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があったとき）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあっては、それぞれの区分に応じ、同表に定める重量をもって換算した紙巻たばこの本数を記載し、加熱式たばこにあっては、同条第3項第1号及び第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（△印のある欄）の記載要領></p> <p>（省略）</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であって引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があったとき）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあっては、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量をもって第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。</p> <p>（省略）</p>